

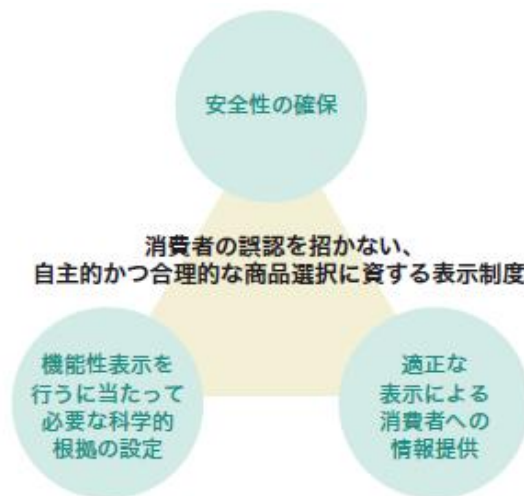
## 機能性表示食品

特定保健用食品、栄養機能食品に続く、第三の保健機能食品として機能性の表示ができる食品です。事業者の責任において、販売前に安全性及び機能性の科学的根拠に関する情報などを消費者庁長官へ届出することで、食品に機能性を表示することができます。疾病に罹患していない方（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している方を含む）及び授乳婦を除く）を対象にした食品で、生鮮食品を含め、全ての食品（一部除く）が対象となっています。

## 機能性表示食品制度について

平成 27 年 4 月 1 日から、機能性表示食品制度がはじまりました。食品関連事業者は、当該食品の安全性及び機能性の科学的根拠があれば、事業者の責任で食品の機能性を表示できるようになり、消費者は表示を基に商品を選ぶことができるようになります。

## 機能性表示食品制度の基本的な考え方



特定保健用食品許可（承認）品目の一覧や、申請に関する通知、表示に関する Q&A 等のさらなる詳細は消費者庁のホームページ「健康や栄養に関する表示の制度について」をご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m01>